

## 菰野町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、菰野町広告掲載要綱(平成22年1月20日)第4条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体に掲載する広告の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容及びデザインについては、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務野適正化等に関する法律(昭和23年7月法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 社会問題を起こしているもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の事業者
- (8) 特定商取引に関する法律(昭和51年6月4日法律第57号)で、連鎖販売取引と規定される業種
- (9) 法令等に違反しているもの
- (10) 行政機関から行政指導を受けているもの
- (11) 町税を滞納しているもの

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 私企業のうち町内に事業所等を有するもの、国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告

- (2) 前号に該当しないものの広告

(掲載基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
  - イ 法令等により必要な許可を受けていない商品の販売又はサービスの提供を行うもの
  - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
  - キ 他人を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
  - ク 社会的に不適切なもの
  - ケ 国内世論が大きく分かれるもの
- (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現又は誤認を招く表現
  - イ 射幸心を著しくあおる表現
  - ウ 労働基準法等関係法令に違反する人材募集
  - エ 虚偽の内容を表現するもの
  - オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
  - カ 国家資格等に基づかないものが行う療法等
  - キ 責任の所在が明確でないもの
  - ク 広告の内容が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 広告内容に無関係又は必然性のないもの
  - イ 暴力及び犯罪を肯定し、又は助長するような表現
  - ウ 残酷な描写その他善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
  - オ 青少年の心身又は教育に有害なもの
  - カ その他三重県青少年健全育成条例で規制するもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容、デザインが次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの
- (2) 美観を損ねるような、著しくデザイン性の劣るもの
- (3) 景観と著しく違和感のあるもの
- (4) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容、デザインが次の各号のいずれかに該当し、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 過度に鮮やかな模様及び色彩を使用するもの
- (2) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらに類するものを使用するもの
- (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (4) ノード、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
- (5) 絵柄や文字が過密であり視認性が悪いもの

(ホームページに関する基準)

第9条 広告主のホームページにリンクをする広告(バナー広告等)に関しては、町のホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のホームページの内容についても、ホームページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部又は一部を準用することができる。

2 情報提供することを主たる目的とするホームページで、菰野町広告掲載要綱及びこの基準等に関する規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページの広告は掲載しない。

(広告表示内容に関する基準)

第10条 広告の具体的な表示内容及び広告主の業種ごとの基準又は広告媒体の性質に応じて個別に審査が必要な場合は、別に基準を定めるものとする。